

春日部市立図書館条例の一部を改正する条例

春日部市立図書館条例（平成17年条例第183号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(開館時間) 第7条 (1) <u>春日部市立中央図書館</u> 午前9時から午後5時まで (2) <u>春日部市立武里図書館及び春日部市立庄和図書館</u> 午前9時から午後7時まで (休館日) 第8条 <u>春日部市立中央図書館</u> の休館日は、次に掲げるとおりとする。 2 <u>春日部市立武里図書館及び春日部市立庄和図書館</u> の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。	(開館時間) 第7条 (1) <u>春日部市立中央図書館及び春日部市立武里図書館</u> 午前9時から午後5時まで (2) <u>春日部市立庄和図書館</u> 午前9時から午後7時まで (休館日) 第8条 <u>春日部市立中央図書館及び春日部市立武里図書館</u> の休館日は、次に掲げるとおりとする。 2 <u>春日部市立庄和図書館</u> の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。